

公民館の課題と今後の方向性

- 公民館のあり方検討に関する報告書 -

平成26年3月

小平市中央公民館

目 次

1 検討の背景.....	1
(1) 検討の位置づけ.....	1
(2) 公民館の法的位置づけ.....	2
(3) 公民館に対する認識の変化.....	2
(4) 中央教育審議会における社会教育への期待.....	3
2 小平市の公民館を取り巻く課題.....	4
(1) 利用の低迷・利用者の固定化.....	4
(2) 「自前主義」の運営体制.....	6
(3) 施設の老朽化.....	6
3 近年の特徴的な取組み.....	7
(1) 家庭教育支援.....	7
(2) 高齢者学級の拡充.....	7
(3) 地域防災講座.....	7
(4) 公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム.....	7
4 公民館に求められる役割.....	8
(1) 小平市が目指す地域社会像.....	8
(2) 「相互信頼の高い地域社会」の形成.....	8
(3) 公民館におけるコミュニティづくりの視点.....	9
(4) 地域連絡会との関係.....	10
(5) 推進上の留意点.....	10
5 今後の実施体制.....	11
(1) 緩やかな地区割り.....	11
(2) 公民館職員の役割.....	12
(3) 公民館事業企画委員会等の設置.....	12
(4) 中央公民館と分館の役割.....	14
6 今後のスケジュールについて.....	14
7 将来的に目指す方向性.....	15
(1) 市民による管理運営.....	15
(2) 成熟化社会にふさわしい事業への展開.....	15
(3) 建て替え等による機能の集約.....	15
資料編.....	

1 検討の背景

(1) 検討の位置づけ

急速な少子高齢化や、小平市でもこれから到来する人口減少社会は、市の行財政にも大きな影響を及ぼす。依然として厳しい市政運営を余儀なくされている中、平成23年3月には、「小平市第2次行財政再構築プラン」が策定された。

このプランにおいては、「執行体制の再構築」の「公共施設のマネジメント」の実施項目として、「公民館のあり方の検討」が掲げられている。当該プログラムについては、平成23年度から平成25年度までの3カ年で検討を行い、平成26年度から27年度にあり方の見直しを実施していくものである。

これまでの取組みとしては、平成23年度から平成24年度にかけて、これから求められる施設の役割・管理運営方法を検討し、平成25年度において、公民館運営審議会との意見交換を実施してきた¹。

【第2次行財政再構築プランにおける計画内容】

実施目的	公民館の利用形態や利用状況を分析し、学習施設としての機能向上を図る。
実施内容	① 施設に求められる役割、機能及びサービス内容を研究して、公民館の管理運営方法について検討する。 ② 利用状況を分析し、公民館運営審議会の意見をうかがいながら、公民館のあるべき利用形態について検討する。
見込まれる効果と指標	学習施設としての機能及び市民サービスの向上

年度計画

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
あり方の検討			あり方の見直し	



また、平成25年2月に策定された「小平市教育振興基本計画」においては、重点プロジェクトの一つとして、「公民館のあり方の検討」が挙げられた。

◆ 公民館のあり方の検討

施設に求められる役割や機能、サービス内容を研究し、公民館の管理運営方法について検討するとともに、利用状況を分析し、公民館のあるべき利用形態について検討します。

¹ 平成23～25年度の検討の概要は、資料編を参照。

（２）公民館の法的位置づけ

公民館及び公民館運営審議会の趣旨は、法律により次のように位置づけられている。

①公民館の目的及び事業内容に関する規定

社会教育法第20条においては、公民館の設置目的に関して、「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」と規定されている。

また、社会教育法第22条において、公民館の事業は、定期講座を開設すること、討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること、図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること、体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること、各種の団体、機関等の連絡を図ること、その施設を住民の集会その他の公共的利用に供することとされている。

公民館の設置及び運営に関する基準（平成15年文科省告示第112号）では、公民館は、地域の学習拠点としての機能の発揮として、講座の開設、講習会の開催等を自ら行うとともに、必要に応じて学校、社会教育施設、社会教育関係団体、NPO、その他の民間団体、関係行政機関等と共同してこれらを行う等の方法により、多様な学習機会の提供に努めるとされている。

②公民館運営審議会

公民館運営審議会は、社会教育法第29条で規定されており、公民館に公民館運営審議会を置くことができる規定となっている。公民館運営審議会の役割は、館長の諮問に応じ、公民館の各種の事業の企画実施につき調査審議を行うものとされている。当市の公民館運営審議会においては、小平市立公民館条例第15条、同条例施行規則第11条に規定されており、委員の構成は、学校教育の関係者2人以内、社会教育の関係者11人以内、家庭教育の向上に資する活動を行う者2人以内、学識経験のある者2人以内、合計17人以内とされており、平成25年度現在では13人で構成されている。

（３）公民館に対する認識の変化

公民館は、昭和21年7月5日付の文部次官通牒「公民館の設置運営について」を受けて全国各地に設置され、長らく社会教育の中核機関として機能してきた。しかし、「公民館の活用方策に関する調査研究報告書（平成23年3月）」では、その後の経済・社会の変化に伴ってその事業内容が大きく変貌し、高齢者の趣味・教養のためのたまり場というイメージが広がっていったということ。また、平成のバブル崩壊以降は、長らく日本経済が低迷し、社会構造が変化していく中で、公民館の役割に対する疑問や厳しい目が寄せられるようになったという趣旨が述べられている²。

² 第3章総括及び提言

（４）中央教育審議会における社会教育への期待

平成20年2月の中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」では、社会教育施設の今後のあり方について、次のように述べている。

「住民の地域社会への貢献やコミュニティづくりへの意識を高め、地域独自の課題や公共の課題に対応するなど、民間事業者等によっては提供されにくい分野の学習を支援するため公民館、図書館等の社会教育施設の機能強化が望まれる。

社会教育施設は、行政が地域住民のニーズを把握し、主導的に学習機会を企画し、自ら提供することができる地域の学習拠点である。これらの社会教育施設において、地域が抱える様々な教育課題への対応、社会の要請が高い分野の学習や家庭教育の支援等、地域における学習拠点・活動拠点としての取組みを推進することが必要である。」

また、平成25年1月の中央教育審議会生涯学習分科会「第6期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」では、社会教育行政が抱える課題として、次の指摘がある。

・産業構造の変化、人口の大規模移動、都市化・過疎化、価値観の多様化など社会経済環境が変化する中で、人々の生産と生活の場は分離し、地縁的な協働の必要性が減少した。これにより、地域における人の繋がりや連帯感、支え合いの意識が希薄化し、若い世代の加入率や参加率が低下するなど、地縁組織による伝統的な地域コミュニティ機能は低下した。一方でNPOやボランティア団体など、地域を限定することなく、特定の目的・テーマのもと活動を行う新たな地域づくりの担い手が登場し、その活動は急速に活発化してきている。

・地域コミュニティが変質する中で、地縁組織は、自ら活動や組織運営の在り方について積極的に変革に取り組むとともに、NPOやボランティア団体など地域における様々な課題について活動する組織と相互に連携を図っていく必要がある。また、伝統的な地域コミュニティに大きく依拠してきた社会教育行政も、地域において一定の連帯感を創出することを支援し、地域づくりの担い手となる地域住民を育成する人づくりの役割を担うとともに、社会全体が発展していく持続可能なシステムの構築を図っていくことが求められている。しかしながら、いずれも、このような動きに対して十分対応できていないという現状が見られる。

・依然として多くの地方公共団体では、公民館等の社会教育施設における講座等の実施を中心とした社会教育担当部局で完結した「自前主義」から脱却できないでいる。社会教育行政は、学校支援地域本部や放課後子ども教室など学校教育との連携・協働については、大きな成果をあげているものの、それ以外の領域については、多様な主体による社会教育事業との連携・協働が必ずしも十分に行えていないという現状が見られる。

今後、社会教育行政は、上記の課題に対応し、社会のあらゆる場において地域住民同士が学びあい、教えあう相互学習等が活発に行われるよう環境を醸成する役割を一層果たしていくことが求められる。このため、社会教育行政は、従来の「自前主義」から脱却し、小中学校への支援や社会教育施設間の連携の強化のみならず、首長部局や大学等・民間団体・企業等とも自ら積極的に効果的な連携を仕掛け、地域住民も一体となって協働して取

組みを進めていくという、いわば「ひらく・つながる・むすぶ・つくりだす」といった機能を様々な領域で発揮するネットワーク型行政の推進を通じて社会教育行政の再構築を行っていくことが強く求められる。

これらの答申に見られる共通点として、公民館等の社会教育施設がこれまで以上に多様な教育課題や行政課題について学習機会を提供するとともに、関係機関・団体と連携・協力しつつ、地域の課題解決に向けた支援を行っていくべきものと解釈できる。また、協働により取り組んでいった成果を地域へ還元していくことが求められている。公民館が協働の拠点となり、地域を繋げていくコーディネーターとしての役割を担うことが期待されている。

2 小平市の公民館を取り巻く課題

(1) 利用の低迷・利用者の固定化

昭和23年に小平公民館が現小平第一中学校に開館して以来、昭和43年には「住民のために自由に開放し、生活課題、地域課題の解決を図る社会教育を行う機会と場所を提供するところ」を公民館の基本方針として掲げ、地域住民の学習要求を満たすための取り組みを行ってきた。

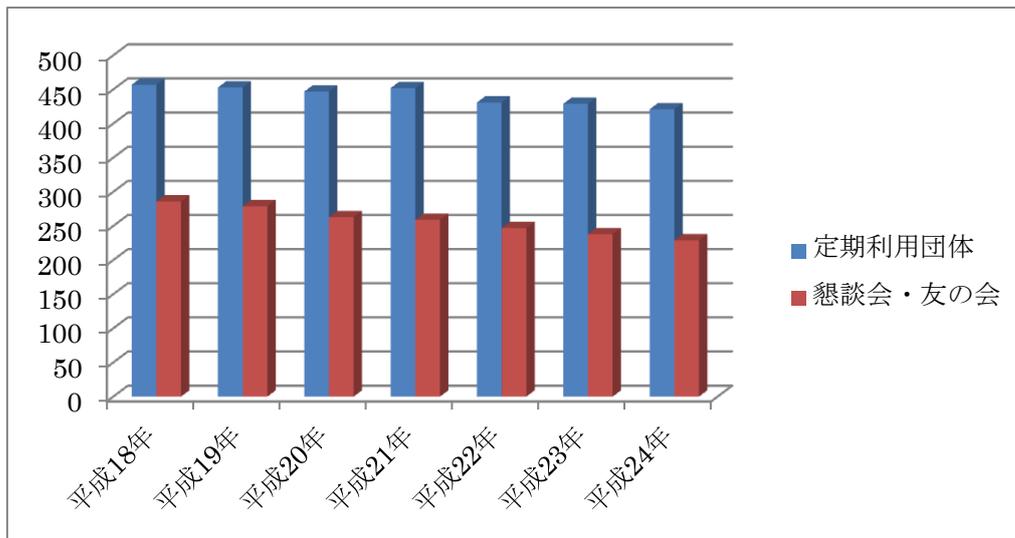
昭和49年、現在の公民館分館にある利用者懇談会の原型である「公民館等利用者懇談会」が誕生し、この頃から公民館で活動するサークルは、横の連絡会、協議会をつくるようになった。

しかしながら、社会環境の変化によって、地域社会の課題やニーズは変化している。高度経済成長を背景に、地域における人の繋がりや連帯感、支え合いの意識が希薄化していき、当市においても地域コミュニティ機能は低下していったと考えられる。市民から余暇生活を充実させたいといった要求へ変化していく中で、しだいに公民館事業は、趣味・教養に関する講座等の提供が大半を占めるようになっていった。

また、公民館利用団体は常に活動の場を求めており、公民館だけでなく、地域センター、福祉会館、集会室など、他の公共施設を利用していることもうかがえる。利用者は、必ずしも社会教育施設に固執していないことが推測できる。

下のグラフは、分館による定期利用団体と其中で利用者懇談会・友の会といった連絡会に加入している団体の推移である。分館で定期利用をしている団体の概ね 6 割（過去 7 年間の平均で 58.3%）が利用者懇談会もしくは友の会に加入しているが、加入団体数はいずれも年々なだらかに減少している傾向がみられる。

定期利用団体及び利用者懇談会・友の会の推移



利用者懇談会等がある分館（小川、花北、上宿、上水南、仲町、小川西町、花南、津田）の加入数合計

※過去 7 年の年度別集計

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
定期利用団体数	457	453	447	452	431	429	421
利用者懇談会・友の会加入数	286	279	263	259	247	238	229
加入割合	62.6%	61.6%	58.8%	57.3%	57.3%	55.5%	54.4%

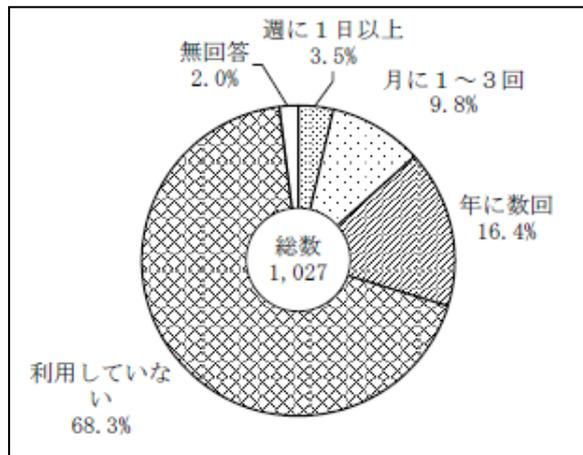
また、平成 23 年度に実施した「小平市の教育に関するアンケート調査報告書」の 20 歳以上の市民の調査結果では、「公民館を利用していない」と回答された方が 68.3% である。

さらに、「第 18 回小平市政に関する世論調査（平成 24 年 7 月～8 月に実施）」においても、公民館を「ほとんど又はまったく利用しない」と回答された方が 68.2% に及んでいる。

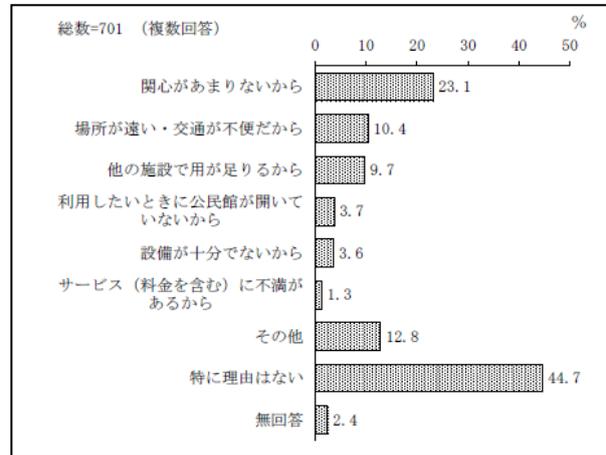
現状からみても、利用者は固定化、高齢化が進んでおり、趣味や教養のサークル団体が多くを占め、社会教育施設としての性格が薄れ、部屋貸し施設としてのニーズや利用実態

が多くなってきている。地域住民の誰にとっても、必要な、役に立つ施設になることが求められている。

「問：市の公民館を利用していますか。」



「問：公民館を利用しない理由は何ですか。」



【小平市の教育に関するアンケート調査報告書より】

(2) 「自前主義」の運営体制

公民館が主催する講座では、一部において家庭教育支援、NPOの協力、小・中学校等との連携による事業もあり、健康、防災、子育て、介護など他の公共分野を取り上げるものもあるが、多様な主体との連携・協働がまだまだ不十分であり、公民館内部だけで完結する、いわゆる「自前主義」からの意識の転換が不十分であるという反省がある。さらに、事業のマンネリ化、硬直化が公民館離れを助長する要因の一つと考えられる。

(3) 施設の老朽化

公民館は、昭和39年に小平公民館（現仲町公民館）が設置されて以来、2年に1館のペースで、続々と建設されてきたが、近年、施設の老朽化に伴い、耐震対策等の安全・安心な学習環境の提供が懸念されている。

公民館は、生涯学習の拠点であると同時に、小平市地域防災計画による避難所として防災上重要な建物であることから、平成21年2月に策定された小平市耐震改修促進計画において、平成27年度までに耐震化を完了する建築物として位置づけられている。また、小平市環境基本計画に則り、小平市地域エネルギービジョン、エコダイラオフィス計画等により、省エネ化を推進中である。

今後、利用者の安全性・快適性に配慮した維持管理を行いつつ、長期的には公民館に求められる施設サービスに応じた規模・機能を踏まえた計画的な対策を実施していく必要がある。他方、市では、平成25年度に「公共施設データ集」をまとめた。平成26年度には、「施設白書」を出し、市全体の公共施設マネジメントについて検討することとされている。公民館においても、こうした動きと同期をとっていく必要がある。

3 近年の特徴的な取組み

(1) 家庭教育支援

子育て中の親の学習支援、親子だけの孤独な子育てからの開放、仲間づくりを目的とした学習の場の提供など、全館において家庭教育講座を開設している。

これまで、乳幼児を持つ母親を対象とした子育てをテーマとするものが多く、夫婦・家族関係、母親の心理、思春期の子育て、発達障がいの子どもへの理解、ベビーマッサージ、親子向けヨガなど幅広い内容で取り組んでいる。内容によって乳幼児を持つ母親の学習への参加が可能となる環境にも考慮し、保育付きで実施している。

(2) 高齢者学級の拡充

地域における高齢者の学習・交流の機会を増やし、学習活動の地域還元を促進させることを目的として、中央公民館では、「シルバー大学」、分館においては「高齢者学級」を開設している。

中央公民館で実施する「シルバー大学」は、地域活動のリーダー的人材の育成・発掘を行い、学習成果の地域還元を推進するものである。また、分館において実施する「高齢者学級」は、地域の高齢者の参加を促し、地域高齢者の仲間づくりに力を入れ、地域活動に結びつけることを目的としている。分館の「高齢者学級」については、平成25年度から新規事業として実施している。

(3) 地域防災講座

関係機関と連携し、地域との関わりを深め、地域の状況に応じた防災講座を開設している。平成23年度からは、毎年1施設以上で実施している。

平成22年度：中央公民館

平成23年度：大沼公民館

平成24年度：中央公民館・鈴木公民館

平成25年度：中央公民館・津田公民館・小川西町公民館

平成26年度：鈴木公民館（予定）

(4) 公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム

「地域社会における様々な現代的課題に対し、公民館等が行政の関係部局の垣根を越え、関係諸機関と連携・協働して課題解決のため実施する地域独自の取組みを支援し、社会教育を活性化することを通じて、地域のきずな、地域コミュニティの再生及び地域活性化を図り、元気な日本を取り戻すことを目指す」として、文部科学省は「公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム」を委託事業として実施している。

次のテーマから選択し、実施するものである。

①若者の自立・社会参画支援

②地域の防災拠点形成支援

③地域人材による家庭支援

④地域振興支援

⑤その他地域の教育的資源を活用した地域課題解決支援

小平市では、平成25年度において、「地域の防災拠点形成支援」をテーマに取り上げ、小平第十三小学区を対象に、小川西町公民館が中心となって講座や防災イベント等を実施し、地域のネットワークづくりに取り組んだ。

4 公民館に求められる役割

(1) 小平市が目指す地域社会像

少子高齢化社会を背景として様々な地域課題に柔軟な対応ができる持続可能なまちづくりが必要になり、物質的な豊かさよりも精神的な豊かさや、互いに支え合う社会の実現を目指していくことが求められている。

真に豊かさを実感できる地域社会は、市民が責任ある地域の主体として、地域の様々な課題を自ら解決していく地域自治であり、そのための支援が必要とされている。市内には自治会、PTA、青少年対策地区委員会など、地域に根ざした活動組織は数多くある。また、テーマ型の市民活動団体や、大学を含めた新しいコミュニティづくりへの挑戦も見受けられる。さらに、今後、団塊の世代が住んでいる地域に活躍の場を求める動きも予想される。

今後、1人でも多くの方が地域の担い手となり、行政と支え合い、協力していく社会を目指し、市の関連部署がさらに連携して小平市全体で地域の自治を支援していく必要がある。

(2) 「相互信頼の高い地域社会」の形成

小平市では、地縁、血縁の関係が希薄化し、家族以外の人との交流が少なく、公共空間への関心が低くなっている。自治会への加入率は39.4%に低迷している。地域コミュニティを必要としない人が多く見受けられるが、一方で防災、防犯、高齢者の見守り、子育て、住みよい環境づくりなど、コミュニティを必要とする人も増えている。

持続可能な地域社会を実現するためには、住民同士が互いに支え合う社会、個人が孤立しない地域社会、相互信頼が高く、社会コストが低い社会をつくっていくことが必要である。このことから、今後の公民館の目指す目標を、「学習活動を通じて、相互信頼の高い地域社会の形成に貢献し、市民と行政の協働の拠点とする」とした。

第2次行財政再構築プランでは、新たな政策的視点として、ソーシャルキャピタル（社会関係資本）の醸成・蓄積が必要であり、市民と行政が共に公共サービスを担う体制の拡充に向けて、市民活動の支援をはじめ、小平市の多様な担い手の相互信頼と自発的な協力関係を生み出す交流・連携、そして、協働・自治の仕組みの開発と市民社会の活性化が求められると述べられている。

市民と行政が共に公共サービスを担う体制とは、公共的なサービスを行政が独占して提供するのではなく、市民により解決できるものは「市民によるサービス」として、市民に

より解決できないものは、「行政によるサービス」として、市民と行政が役割分担をすることである。この体制を構築するため、地域協働の推進を図るとともに、地域協働の前提となる市民との情報共有や双方向のコミュニケーションを積極的に進めるものである。「公民館のあり方」については、この体制を形成していく視点で検討を行ってきた。

人口減少、少子高齢化が一層進む将来の地域社会においては、社会的孤立の進行を抑制し、地域の支え合いにより持続可能な社会を維持していくことが求められる。

(3) 公民館におけるコミュニティづくりの視点

公民館はかねてから市民が「集う」「学ぶ」「結ぶ」といった場としての役割を担っているが、今まで以上にコミュニティづくりの役割を担うことが求められている。

小平市第3次長期総合計画・こだいら21世紀構想では、将来都市像を実現するため、生涯学習分野において「誰もがいきいきと学び豊かな心を育むまちをめざす。」としている。

豊かな心を育むまちとは、人と人がつながって、自分の所属するコミュニティがあり、安心して自分らしさが実現できるまちである。

また、「小平市教育振興基本計画」においては、3つの教育目標の1つである「市民が支える新たな生涯学習を実現し、次世代に引き継ぎます ～貢献 市民が小平を育てる」が掲げられ、公民館の担うべき生涯学習の推進として、成熟化社会における生涯学習のかたちを実現するため、すべての学習活動において市民の主体性を尊重するとともに、学習活動の成果の地域への還元を促進するため、機会・場の確保などの支援を行う方向性が示された。

このような理念を実現させるためには、公民館が次の時代に向けた大きな再構築を行っていくことが必要である。その視点として以下の3点を挙げる。

①個人の教養を高めるとともに、コミュニティづくりを進める公民館の機能を重視する。

公民館における学習は、単に個人の資質を高めることにとどめず、コミュニティの資質を高め、個人とコミュニティの資質向上の相互作用によって地域が発展していくことを目指して展開されることを目的とする。

②一般的な知識・教養を地域あるいは個々の生活の課題と関連づけ、実践に結び付けていく。

取り上げるテーマは身近な地域における共通の生活課題として共有できるものとし、その課題の解決が生活の質を高めるまちづくりにつながり、心の豊かさを実現できることを目的とする。

③地域の人材養成、ネットワークづくり、コミュニティづくりの基盤を整備する。

団塊の世代が高齢者になり、地域に様々な技術や能力を持った市民が存在する。こうした方々が地域を理解し、地域に関心を持つ場を設け、コミュニティの課題に取り組む人材の育成を図り、地域自治の担い手を育成することを目的とする。

コミュニティづくりの視点は、そもそも公民館の機能としてあったにもかかわらず、現

状は個人の趣味や教養の講座が多いのは、公民館職員にとって人集めと講座の実施を考えた場合、趣味・教養のテーマとした方が一定の受講者を確保できるという心理が働いていることにも原因がある。

公民館の講座で地域課題等のテーマを取り上げても、受講者を集めることが難しく、そのようなことに関心のある利用者は少ない。趣味や教養といった内容である方が、より手軽に短期間で楽しく自己実現が可能であることから、こういったニーズが高い。

公民館を利用しているサークルにもその傾向があり、活動を地域に還元することを目的として活動しているものばかりでなく、多くはサークル活動を楽しむこと自体が活動目的となり、趣味・教養の範囲にとどまっている。

公民館がカルチャーセンターと異なるのは、その利用が社会教育を目的とした団体活動であり、公民館での学習を地域社会の課題解決に還元することが前提とされているところにある。コミュニティづくりの視点で公民館事業を進めるには、職員だけでなく、利用者の理解も必要となる。講座受講者やサークルが学習の成果を地域に還元するかどうかは、講座受講者やサークルの判断に委ねられるものである。

公民館の機能は、右肩上がりの成長社会の終焉、成熟社会の到来に伴い、再び、より身近なテーマに基づく実業的、実践的なものに「回帰」していくものと捉えている。

公民館は学習施設としてだけでなく、地域のコミュニティづくりの拠点として機能する施設と位置付け、互いに支え合う社会の実現を目的とする組織に転換していくことが望まれるものである。

(4) 地域連絡会との関係

平成24年度から、学園西町地区において地域連絡会が開催され、将来的には地域協議会として発展することを構想した取組みが進んでいるところである。また、平成26年度には学園東町地区においても、地域連絡会が立ち上がる予定である。

公民館における地域コミュニティ醸成の取組みは、これと併行して行うことが妥当である。現在、地域連絡会では自治会、商店会、学校、青少年対策地区委員会などの関係者が参加して地域の課題の検討や市からの情報提供などが行われている。公民館も地域社会の人材育成を担う観点から、今後、地域連絡会に参加し、連携した取組みを講じていく。

(5) 推進上の留意点

① コミュニティづくりへの着手

公民館におけるコミュニティづくりは公民館ありきの生き残り策ではないことが前提である。

② コミュニティづくりの視点

利用者、公民館職員等の関係者がその趣旨を正しく理解し共通の意識を持つことが重要である。その実践のために工程表を作成し、工程表に基づき事業を展開していくものとし、その内容についての評価、点検を行う。

③従来の機能とのバランス

趣味や教養の講座や、多種多様なサークルへの支援や相談といった、従来の機能を維持しながら、徐々に転換を図っていく。

④関係機関との連携

利用者、公民館運営審議会、社会教育委員、地域住民等の意見を聴きながら進めていく。また、これまでにない多様な主体との連携を図っていくべきと考える。

公民館を中心に、関係機関と定期的な話し合いの場を設ける。

⑤公民館職員のエンパワーメント

地域コミュニティの拠点におけるコーディネーターとして活動が期待されることから、資質向上、体制整備など必要な対策を検討する。必要な見識を養うとともに、専門的なスキルを向上させるため、定期的に研修等を実施する。³

5 今後の実施体制

(1) 緩やかな地区割り

公民館の目標を受けて、相互信頼の高い地域社会に貢献するため、11館ある公民館のそれぞれが対象とする地域を緩やかであっても決めておく必要がある。

その方策として、まず、お互いを知るため一定区域を決め、その地域内での「顔の見える」関係を築き、お互いの助け合いが日常的に行われる地域社会を形成する。

一定区域については、地域の共同体的機能がある程度、すでに形成されていることから、小学校区として以下のとおり担当地区を定めておくことが適当である。

《担当地区（案）》

上宿公民館	第十二小学校・上宿小学校
小川公民館	第一小学校
小川西町公民館	第六小学校・第十三小学校
中央公民館	第十五小学校
津田公民館	第四小学校
仲町公民館	第二小学校・第十四小学校・学園東小学校
上水南公民館	第三小学校・第十小学校
鈴木公民館	第八小学校・第九小学校・鈴木小学校
大沼公民館	第七小学校
花小金井北公民館	第十一小学校
花小金井南公民館	第五小学校・花小金井小学校

³ 公民館運営審議会では、公民館職員について、地域との関わりを深めることがこれからの取組みを進める上で最も重要で人と人を結ぶ役割を担っていくべきであるとの意見があった。

小平市の小学校区は、平成26年度から市内19校全校で放課後子ども教室が実施され、地域の方々の参画を得て、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりが推進されている。また、19の小學校区で青少年対策地区委員会が組織され、家庭・学校・地域が一体となって、青少年の健全育成を図ることを目的とした活動を行っている。

さらに、学校経営協議会制度（コミュニティ・スクール）、学校経営協力者制度、学校支援ボランティアが実施されており、家庭・学校・地域が互いを育て合い、子どもを支えることを教育の目標としている。小平市は、こうした取組みが地域づくりの基盤を形成していることから小学校区であることが適当である。

（２）公民館職員の役割

相互信頼の高い地域社会を形成するためには、公民館が自治会、自主防災組織、学校長、民生委員、NPOなど地域のリーダーと「顔の見える」関係を築くことが必要となる。

公民館を利用しているサークルや公民館利用者につながることはもとより、庁内の他部署の情報等も活用して地域のリーダーと顔見知りになり、会話の機会を設け、地域の情報や課題を収集する。公民館が公民館利用者だけのものではなく、地域の相互信頼を築くための学習施設となるため、地域のリーダーと公民館利用者との連携を推進し、地域に役立つ公民館を目指していく。

地域のリーダー等との継続的なつながりを維持するため、公民館の事業を活用する。公民館の事業を通じて、市民らが自分たちの地域の課題を、自分たちで解決していくという意識を持つ人材を発掘する講座を企画していく。

（３）公民館事業企画委員会等の設置

地域のリーダーとの継続的なつながりと地域住民の意向を適切に反映した公民館運営を行うための機関として、地域のリーダーと公民館利用者の代表から構成される公民館事業企画委員会を各館に設置する。

企画する項目を例示すると以下のとおりである。

- ①生活課題・地域課題に取り組む人材の育成・発掘を推進する講座の企画
- ②サークル活動による学習成果を地域に還元するための事業の企画
- ③乳幼児から高齢者まで多様な住民が関わる異世代間交流など、地域づくりにつながる活動の企画
- ④住民の意向や意見を聴取する機会の設定
- ⑤幅広い地域住民が気軽に集まり、地域情報が集まる総合的な地域づくりの拠点としての役割を実現するための取組み
- ⑥地域社会資源との連携を推進するための取組み

公民館事業企画委員会の制度を設けることにより、市民と行政との協働の拠点となる公民館は、市民と職員にとって、それぞれ次のような意味を持つ場として機能することがで

きる。

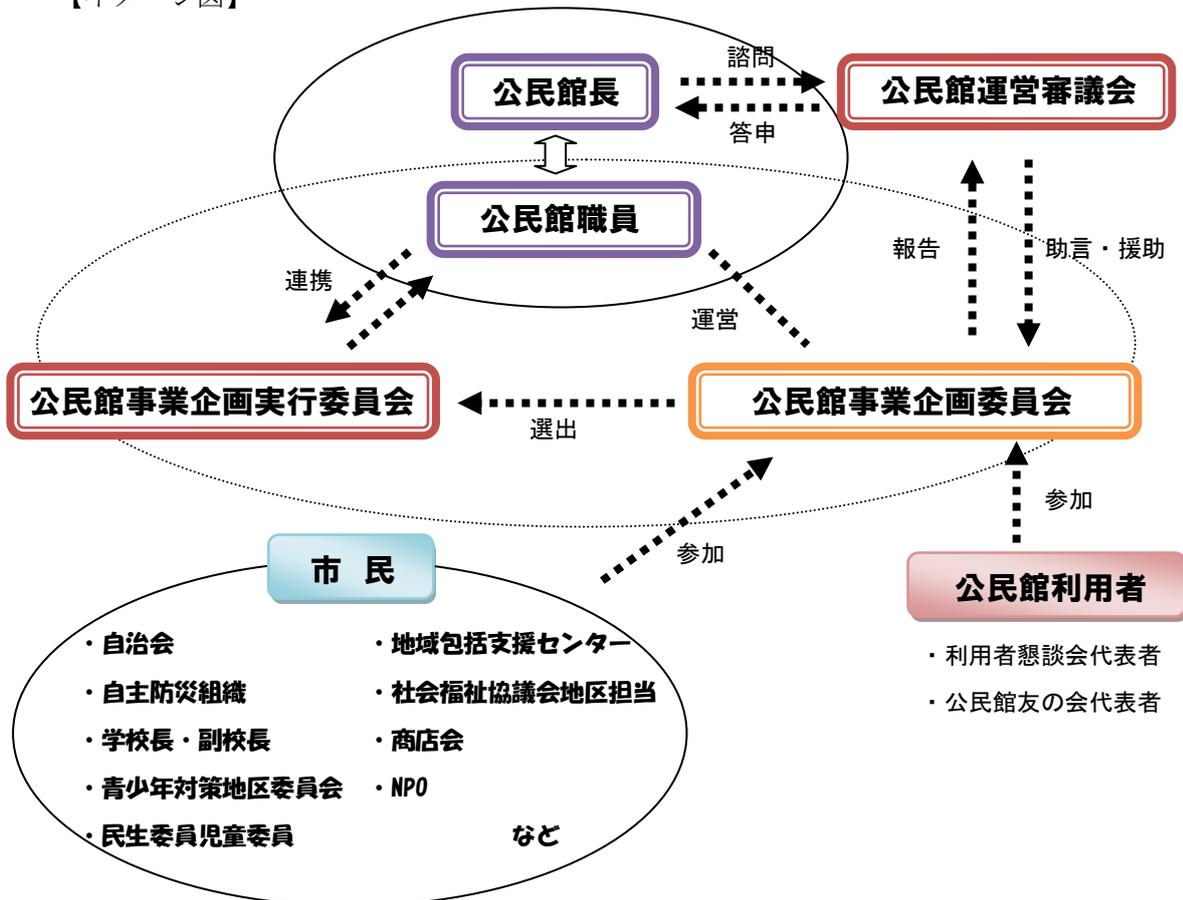
・市民にとっては、職員との関わりを通じて、公民館運営から講座学習・自発的学習を有効に生かす場となる。

・職員にとっては、多様な市民との関わりから、様々な課題を分析することや、課題解決に向けた方策を検討。実施するといった、コミュニケーション能力と政策立案能力を身につける研修の場となる。

さらに、発展的な形としては、公民館事業企画委員会に所属する企画委員のうちから、企画委員会が企画した公民館事業を職員と協働して運営を担う企画実行委員を選任し、公民館事業企画実行委員会を組織する。

選任された企画実行委員は、定期的に職員との話し合いの場を設け、公民館で主催する事業において、市民が運営に携わっていく。⁴

【イメージ図】



⁴ このことについて、公民館運営審議会では、市民による運営を実践している藤沢市への視察を行ったが、仮に市民に運営を「丸投げ」された場合には、一部市民による独占や私物化などを懸念する声があった。また、指定管理者制度の導入については、利益追求型に陥る心配から慎重な対応を望む意見があった。

7 将来的に目指す方向性

公民館の目標を「学習活動を通じて、相互信頼の高い地域社会の形成に貢献し、市民と行政の協働の拠点とする。」とした。相互信頼の高い地域社会とは、自分たちの地域に愛着を持ち、地域のために考え行動し、地域で生まれ育つ次の世代のために貢献する人が地域に溢れている社会である。地域における人間関係の希薄化によって生じる様々な地域課題を解決するために相互信頼の高い地域の形成を進めていくものである。よって、相互信頼の高い地域社会の形成は行政の組織として公民館のみが担うものではない。相互信頼の高い地域社会の形成への取組みは、教育委員会のみならず首長部局でも行われており、少子高齢化という社会環境の変化を受けて、全庁的な取組みが必要であり、様々な地域資源との連携も必要である。今後、公共施設の建て替えによる機能の集約が求められる状況の中で、より効果的効率的な取組みが求められることから、社会教育行政の再構築も視野に入れながら、公民館的機能を活かした事業の展開を考えていく必要がある。

(1) 市民による管理運営

住民が自ら学習課題を発掘し、それを学習として組織化し解決し、繋げていくことを主体的に行うことができる場が、公民館のあるべき姿である。行政と市民の協働による運営が定着後には、より市民が主体となる公民館運営について検討していく。

(2) 成熟化社会にふさわしい事業への展開

「相互信頼の高い地域社会」の形成に貢献することを公民館の目標としたことから、地域社会資源との連携や首長部局との連携をより一層進め、社会教育の「自前主義」からの脱却を目指すこととした。このことは、将来的には、市民協働、まちづくり、地域づくりの施策と一体性を持たせ、より効果的効率的な事業の実施が求められる。そのためには、公民館的な機能を維持しつつ、成熟化社会にふさわしい、より柔軟で自由度の高い事業の展開も視野に入れておく必要がある。⁵

(3) 建て替え等による機能の集約

施設が老朽化していく中で、耐震改修や大規模改修も想定されるが、11館ある公民館を全て維持していくためには、莫大な費用が必要とされる。今後、施設を維持していくためには、より効率的な運営が求められる。平成26年度には、仲町公民館が仲町図書館との合築により、リニューアルオープンする。これ以降、現時点において、公民館を建て替える計画は無いが、今後、老朽化した公民館を建て替える場合には、他の公共施設との役割・機能の調整を図り対応していくことになる。

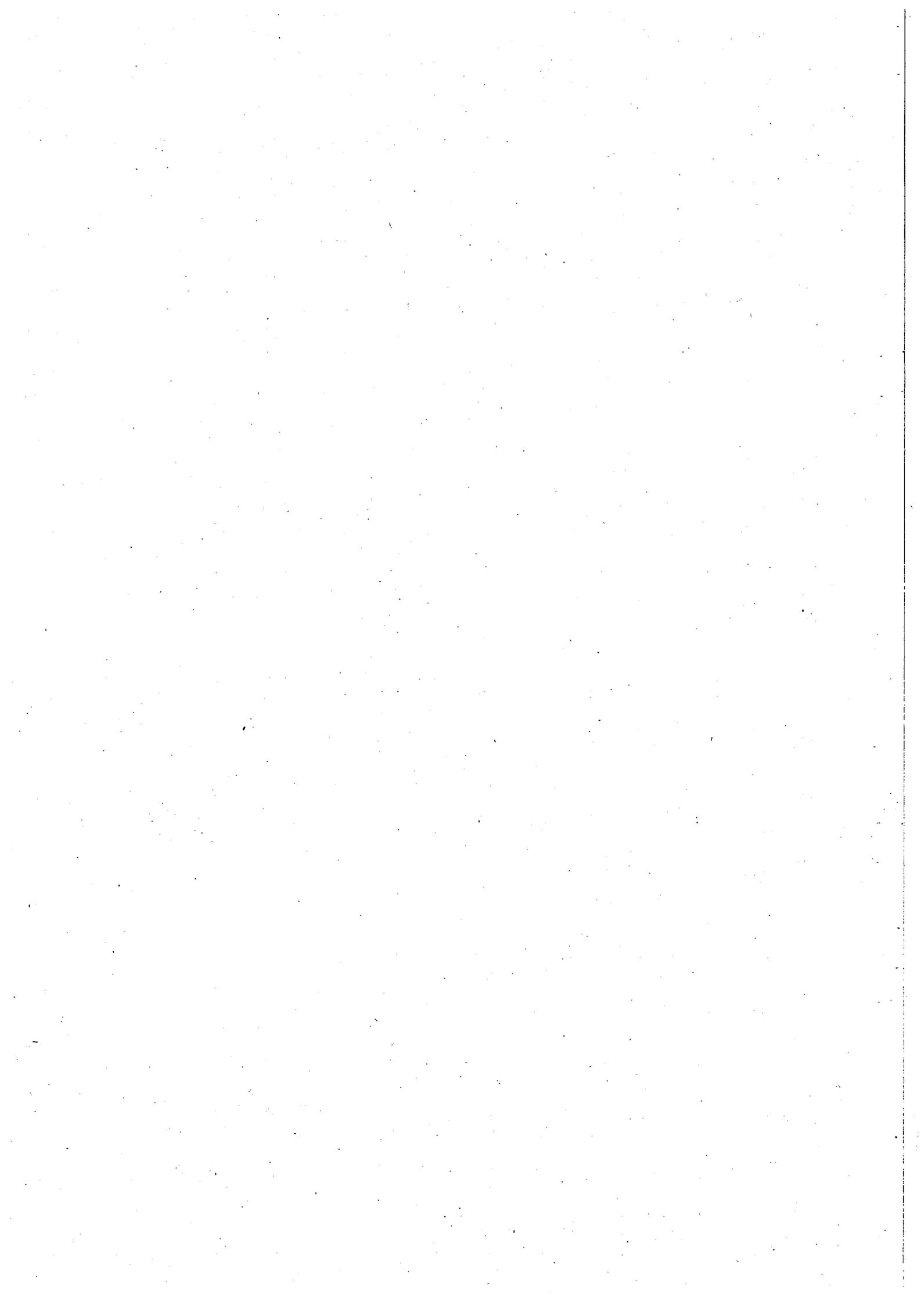
このことは、市全体の公共施設のマネジメントとして、現在検討されており、平成26年

⁵ 現在の公民館の利用者の多くは、社会教育法に基づく施設であるかどうかの意識はあまり高くないと思われる。しかし、社会教育法に基づく社会教育施設としての存在意義を強調する立場もあり、十分な議論が必要である。

度に施設白書、27年度に方針、28年度に計画が策定される予定である。

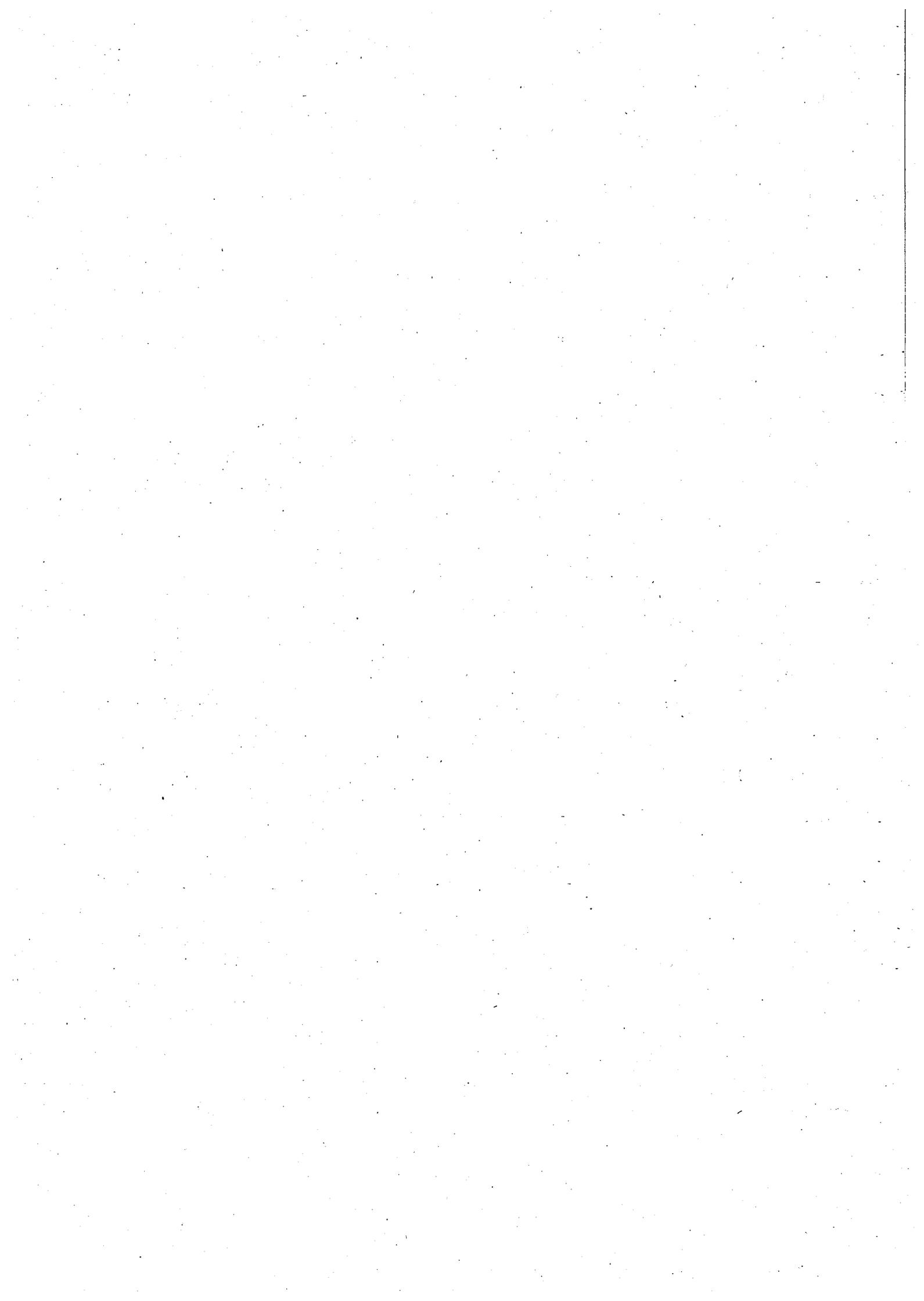
資料編

- ◆ これまでの公民館の検討記録
- ◆ 公民館のあり方の検討（25年度 検討事項）
- ◆ 公民館のあり方の検討（25年度 検討事項）についての意見書



【これまでの公民館のあり方の検討記録】(3カ年の取り組み)

年度	実績
平成23年度	職員による検討プロジェクトチームの立ち上げ、現状の分析と他市の状況調査及び視察を実施した。
平成24年度	分館10館における利用状況のヒヤリングを実施し、現状把握及び情報の収集を行うとともに、公民館運営審議会に今後の公民館の役割について意見聴取を行った。公民館が地域のコミュニティづくりの拠点として機能する施設とする考えに公民館運営審議会の賛同を得た。
平成25年度	平成24年度までの検討実績を踏まえて、公民館の目標を「学習活動を通じて、相互信頼の高い地域社会の形成に貢献する。」とし、その目標を達成するための、今後の公民館のあり方について公民館運営審議会に提案し、公民館運営審議会と意見交換を実施した。 公民館運営審議会から公民館のあり方の検討に対する意見書が提出される。(別添 資料参照)



公民館のあり方の検討（25年度 検討事項）

1 公民館の目標

学習活動を通じて、相互信頼の高い地域社会の形成に貢献する。

2 目標達成のための検討事項

(1) 公民館の目的

公民館の目的は社会教育法第20条で規定されている。

社会教育法 第20条

公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(2) 一定区域内の住民

公民館は一定区域内の住民のために、事業を行うことを目的とする。目標とする相互信頼の高い地域社会とは、住民が現に住んで生活している地域を指す。誰もが住み慣れた地域で、人生の最後のときまで、自分らしく生きることが望んでいる。少子高齢化社会にあつて、それを実現するためには、住んでいる地域が相互信頼の高い地域であることが前提となる。

(3) 分館と一定区域

公民館が相互信頼の高い地域社会の形成に貢献するためには、11館ある施設がそれぞれ対象とする地域を、ゆるやかであっても、決めておく必要がある。相互信頼の高い地域社会とは、地域住民が繋がりをもって、お互いが顔見知りの社会である。お互いを知らないで、信頼を築くことは困難である。お互いを知るためには、一定区域において「顔の見える」関係を築くことが必要である。一定区域を決めて、その地域内での「顔の見える」関係を築き、お互いの助け合いが日常的に行われている地域が、相互信頼の高い地域社会である。では、一定区域をどのように決めるかであるが、小学校区を基本とする。理由としては、小学校区を中心とした地域の共同体的機能がある程度、既に形成されているからである。市内小学校19校のうち、18校で放課後子ども教室が実施され、地域の方々の参画を得て、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりが推進されている。また、19の小学校区で青少年対策地区委員会が組織され、家庭・学校・地域が一体と

なって、青少年の健全育成を図ること目的とした活動を行っている。また、学校経営協議会（コミュニティ・スクール）、学校経営協力者制度、学校支援ボランティアが実施されており、家庭・学校・地域が互いを育て合い、子どもを支えることを教育の目標としている。小平市では、こうした取組みが、地域づくりの基盤を形成している。

小学校区を一定区域とし、分館に担当小学校区を割り振ると以下の案が考えられる。

担当地区の概要（案）

- ① 上宿公民館
第十二小学校、上宿小学校
- ② 小川公民館
第一小学校
- ③ 小川西町公民館
第六小学校、第十三小学校
- ④ 中央公民館
第十五小学校
- ⑤ 津田公民館
第四小学校、
- ⑥ 仲町公民館
第二小学校、第十四小学校、学園東小学校
- ⑦ 上水南公民館
第三小学校、第十小学校
- ⑧ 鈴木公民館
第八小学校、第九小学校、鈴木小学校
- ⑨ 大沼公民館
第七小学校
- ⑩ 花小金井北公民館
第十一小学校
- ⑪ 花小金井南公民館
第五小学校、花小金井小学校

(4) 担当地区と公民館の機能

相互信頼の高い地域社会の形成に公民館が貢献するためには、担当地区の住民にとって、相互信頼を築くのに役に立つ公民館になることが求められる。そのために公民館は地域のリーダーと「顔の見える」関係を築くことが必要である。担当地区の地域情報として把握しなければならない。把握が必要とされる地域社会資源を以下に掲げる。

- ① 自治会
- ② 自主防災組織
- ③ 学校長・副校長
- ④ 放課後子ども教室
- ⑤ 青少年対策地区委員会
- ⑥ 民生委員児童委員
- ⑦ 地域包括支援センター
- ⑧ 社会福祉協議会地区担当
- ⑨ 商店会
- ⑩ NPO

(5) 地域社会資源との連携

地域社会資源との連携を図るために、これらの社会資源のリーダー（地域リーダーと呼ぶ）と顔見知りになる必要がある。公民館を利用しているサークルや公民館利用者の繋がり、行政の情報等を活用して地域リーダーと顔見知りとなり、話をする機会を設け、地域の情報や課題を収集する。公民館が学習施設として、できることを活用して協力関係を築いていく。継続的な繋がりを維持するために、公民館事業を活用する。地域課題を把握して、自分たちの地域の課題は自分たちで何とかしたいという意識のある人を発掘するための、講座を企画する。地域に関心を持つ人を増やしていくために、活動しているサークルにも学習成果の地域還元を促す。サークル活動を地域課題の解決に繋げて行くことも検討する。

(6) 地域リーダーの活動の場

地域リーダーとの連携が取れるようになったら、地域リーダーと公民館利用者の代表との交流の場を公民館で設定する。公民館が公民館利用者だけのものではなく、地域の相互信頼を築くための学習施設となるために、地域リーダーと公民館利用者との連携を推進し、地域に役立つ公民館を目指していく。地域住民の意向を適切に反映した公民館運営を行うための機関として、

地域リーダーと公民館利用者の代表から構成される公民館事業企画委員会（仮称）を各分館に設置する。

（7）公民館事業企画委員会

公民館利用者の代表と地域リーダーから構成される公民館事業企画委員会は、地域住民の意向を適切に反映した公民館運営を行うために、以下の項目を企画する。

- ① 生活課題・地域課題に取り組む人材の育成・発掘を推進する講座の企画
- ② サークル活動による学習成果を地域に還元するための事業の企画
- ③ 乳幼児から高齢者まで多様な住民がかかわる異世代間交流など、地域づくりに繋がる活動の企画
- ④ 住民の意向や意見を聴取する機会の設定
- ⑤ 幅広い地域住民が気軽に集まり、地域情報が集まる総合的な地域づくりの拠点としての役割を実現するための取組み
- ⑥ 地域社会資源との連携を推進するための取組み

（8）公民館事業企画実行委員

公民館企画委員会に所属する企画委員のうちから、企画委員会が企画した公民館事業を職員と協働して運営を担う企画実行委員を選任する。企画実行委員には、別に定める額の謝礼が支払われるものとする。

（9）市民運営団体による公民館の運営

公民館事業企画委員会、公民館事業企画実行委員による、地域住民の参画が進展し、市民との協働による運営が常態化した後に、地域住民の市民力・地域力を生かした運営をさらに発展させるために、地域住民が組織した公民館を運営する市民運営団体を設立する。住民組織による自主運営を行うことで、より地域に密着した公民館運営が可能となる。設立にあたっては、公民館運営に関する研修や社会教育に関する講座等を開催し、公民館事業企画実行委員を中心とした市民運営団体とする。運営方法については、市民運営団体への委託とする。委託内容は、公民館事業の企画・実施、公民館まつり、施設使用や団体登録の受け付業務等とする。

実施にあたっては、分館一箇所で試行的に行い、中央公民館が運営状況を検証する。検証後、他の分館での導入に向けた課題整理、環境整備、人材育成等の支援を行う。

平成 25 年 11 月 26 日

公民館のあり方の検討（25 年度 検討事項）
についての意見書

目 次

1	公民館の目標	1
2	目標達成のための検討事項	1
3	視察後	4
1.	視察をしての藤沢市の状況分析と問題整理	4
2.	参考意見	5
	田中 雅文 委員	5
	橋本 忠明 委員	6
	高橋 富子 委員	6
	浅岡 清明 委員	6
	藤村 弘 委員	7
	森野 やよい 委員	7
	水田 昌 委員	7
	平林 宏子 委員	8
	篠原 忠英 委員	8
	杉本 忠雄 委員	8
	木村 源一 委員	8
	飯島 一次 委員	9
	貞弘 雄二郎 委員	9
	検討の日程	10
	小平市公民館運営審議会委員名簿	10

公民館のあり方の検討(25年度 検討事項)についての意見書

1 公民館の目標

下線部を追加して以下の文とする。

学習活動を通じて、相互信頼の高い地域社会の形成に貢献する。さらに利用者数をふやすとともに、多様な立場の方の利用もふやしていき、公民館を市民と行政の協働の拠点として位置づけていく。

2 目標達成のための検討事項

検討にあたり、委員からの懸案事項として「受益者負担について」以下のような意見があった。

- ・ 運営面的なあり方だけ、というのはどうか。一方で小平市は受益者負担の検討もしている。そうしたこともふまえて検討しないと意味がないのではないか。
- ・ 公民館のあり方と受益者負担のことと切り離して考えられない。
- ・ 屋敷館長から、ニュース調査結果から示された公民館利用者は市民の3割から、4割・5割の市民利用につながるようなあり方の検討をとのことだが、受益者負担の考え方で公民館の減免が見直された場合、3割以下の利用になっていくだろうと思う。
- ・ 個人の生きがい・学習の場合は受益者負担の考えた方があてはまるが、地域で支えていく公民館となるとそこには受益者負担はない。よいサービスを提供するため分館ごとの競争となっていく。受益者負担の考え方に反対する意見をこの検討事項に記載していかないと、論理が矛盾するのではないか。
- ・ 確かに受益者負担は市全体の取り組みだろうが、地域に役立つ公民館だということを全面にだす事で、受益者負担の圧力を除外していくことができるのではないか。

これを受けて屋敷館長から、

- ・ 公民館が特定の人施設であれば受益者負担もしかたないが、地域になくてはならない施設にしていきたい。

とのことから、

受益者負担は必要ないのではないかの立場であり方を検討することを確認した

前半

- (1) 公民館の目的 (2) 一定区域内の住民 (3) 分館と一定区域
(4) 担当地区と公民館の機能 について

キーワード：「顔の見える」関係

- ・ 新しい団体をつくるようだが、現在の利用者懇談会や八館会はどうなるのか。
- ・ 担当地区の割り方、これでいいのか。
- ・ 学区割り、スパッと切るのではなくて、もう少し柔軟にしたらどうか。
- ・ 地区であれば大学・高校も記載したらどうか。
- ・ 地縁の①～⑨の団体の方は、本当に協力してくれるか疑問。
- ・ 大学との関連はどうなのか。大学生に業企画実行委員にかかわってもらうとか、学生の地域体験学習の場としての可能性もあるのではないか。むしろ今大学は、地域貢献の場をもとめているから、利用したらどうか。
- ・ 商店会や農家、企業なども社会資源ではないか。
- ・ エリア型組織とテーマ型組織があるから、それを分けたらどうか。学びを通してまちづくりをしていくことがこれからの公民館には必要ではないか。
- ・ 論理的には公民館利用者と(4)①～⑩の人は重なっていないが、現実的には重なっているのではないか。残り7割の人を引き込むにはテーマ型がいいのでは。
- ・ 団塊の世代の人にもっと公民館を利用してほしい。そうした方々を公民館で生かしていくべき。
- ・ 団塊の世代、なかなか公民館にきてくれない。むしろ3割の市民が使っているのは大したものではないかとの見方もできる。
- ・ 障がい者の団体ともつながっていくのもいい。
- ・ 本当に①～⑩の団体と連携して公民館を支えていくのであれば、教育委員会の枠をこえて、まちづくりに役立つ社会教育という考え方は、セクショナリズムをこえて公民館がまちづくりと学びをつなげてく、イメージを想像できる。

後半

- (5) 地域社会資源との連携 (6) 地域リーダーの活動の場
- (7) 公民館事業企画委員会 (8) 公民館事業企画実行委員会
- (9) 市民運営団体による公民館の運営 について

キーワード：これからの公民館

- ・ 学ぶ権利掘り起こす。公民館事業企画委員の制度を反対するものではないが、職員だけ減らして予算だけ減らして公民館が首長部局に移って、だれがやってもできる…となってしまってはどうか。現状のいいところは残すべきだ、急にかえたら危険ではないか。
- ・ 横浜市のコミュニティハウスの例。このしくみを維持するためには市民のレベルが問題。
- ・ 若者世代、働き盛りの方や子育て中の方などを、どうやって社会教育にはいつてくるかが課題。
- ・ (7)・(8) についてもやっぱり職員を柱とすべきではないか。
- ・ (9) は違和感ある。少し飛躍している。この部分は切り離して考えた方がいいのではないか。(8) から (9) へのつながりがどうか。
- ・ (9) のイメージはどのようなものなのか。公民館が住民組織による自主運営とは何か。管理部分は職員、事業部分に地域住民なのはどうか。
- ・ 若者世代、働き盛りの男性や女性など、どうやって利用を広げていくのか。
- ・ 公民館事業企画委員会のところだが、市民にまかせっきりにすると、市民が好きな講座ばかりすることになる。市民運営団体による公民館の運営は、ボスみたいな人がはいつてきたら、今より悪い運営になる可能性もある。
- ・ 市民運営による公民館の運営について、藤沢市で例があるので、視察して検討したい。

視察後

各委員とも気になった（９）市民運営による公民館の運営 について検討

1. 視察をしての藤沢市の状況分析と問題整理（田中委員）

『視察前に作成した質問への答えからの状況分析について

○ 藤沢市の背景、職員の説明を聞いて感じたこと

- ・ 体育指導員がはりついていたので、市民運営に移行しやすかった
- ・ 地域分権の考え方の中から、「地域でできることは地域でやっていく」という方針があった

→印象としては、「市民しかできないから」というよりは「市民でもやれるから安くあがる」という財政的な理由から

○ 市民運営の効果

- ・ 年間1億2,900万円、1館当たり1,172万円の財政効果があった
- ・ メリットとして、窓口対応やサークル支援がよくなったこと、市民同士なので市民目線でサービス機能が高まったことがあげられる。デメリットとして、事務に慣れないので苦労している。
- ・ 「まちづくりと公民館」の視点でみると、少しずつまちづくりに関する団体とのつながりができつつある

○ 質的向上を維持するために

- ・ 市民の専門性を高めるためのスタッフ教育や人材育成研修（年14回実施）
- ・ 行政評価についても、市民アンケート（但し、市民運営についてではなく公民館事業全体についてのアンケート）の実施

以上の観点から藤沢市は、

◎ 市民運営団体に委託しやすい土壌があった

◎ 移行の結果、財政的メリットは出た

『小平市公民館の場合、市民運営団体ができるかどうかを考えるための問題整理

- 市長部局への移行で、公民館が社会教育法に則った社会教育施設としての機能を担保できるのか？これについては、十分な議論が必要ではないか。

- 本日配布資料「公民館のあり方検討プロジェクト(平成25年9月11日時点)」では、市民運営によるデメリットの中で、「職員と市民(団体)・地域との関係の希薄化(市民運営により職員がいないということは、職員と市民との顔の見える関係を築けない)」との指摘があるが、委託を受ける市民組織が中間支援的な機能を担えば、市民と職員を効果的につなぐことが可能ではないか。
- 「行政はサービス提供者、市民はサービスの受け手」と役割がわかれすぎているような印象がある。市民運営にすると、市民運営団体が住民と行政をつなぐ中間支援的組織的役割をすることになる。公民館での学習がまちづくりにつながっていくような、地域の学習拠点の位置づけが可能になれば、市民運営によるメリットはある。

結論として

- (9)「市民運営団体による公民館運営」の記載をやめて、(8)のところは下線部分を追記して以下の通りとする。

(8) 公民館事業企画実行委員

公民館企画委員会に所属する企画委員のうちから、企画委員会が企画した公民館事業を職員と協働して運営を担う企画実行委員を選任する。企画実行委員には、別に定める額の謝礼が支払われるものとする。企画実行委員の役割の程度については、パイロット的に特定館で試行し、その後の検証の中で、検討していく。

企画実行委員の制度を設けることによって、市民と行政の協働の拠点である公民館は、市民と職員にとって、それぞれ次のような意味をもつ場として機能することができる。まず、市民にとっては、職員との協働を通して公民館運営にかかわることから、公民館での講座学習・自発的学習を有効に生かす場となる。次に、職員にとっては、多様な市民とのかかわり中から、さまざまな問題を分析したり、課題解決につながる方策を検討・実施するといった、コミュニケーション能力と政策立案能力を身につける研修の場となる。

2. 参考意見 (各委員名簿順に記載)

田中雅文委員

・市民運営のメリット：公民館が、たんに行政＝供給側、住民＝需要側という需給分離の関係にとどまるのではなく、住民自身が供給側にも立つことによって需給融合型の仕組を構築できる可能性がある。これによって、市民自身に公共的な役割を担うと

いう責任感が生まれるとともに、学ぶ人自身のニーズが直接的に事業に反映できるし、事業への参加も活発になる可能性を秘めている。さらに、住民自身が事業の企画・運営することによって、学習がまちづくりや地域課題の解決につながる可能性をもち、「学習の公共性」が高まる。運営を担う市民組織が中間支援的な役割をもてれば、今以上に行政と市民との関係がスムーズになる可能性もある。ただし、上記のすべてのことはあくまでも「可能性」であり、実際にそのようになるかどうかは運用次第である。武蔵野市における市民運営のコミュニティ・センター（公民館ではないが）の経験を見ると、やはりうまくいっている地域とそうでない地域がある。

・市民運営のリスク：現状でも3割の市民が利用している。これは、スタッフの努力によるところが大きいと思われる。市民運営にすることによって、この利用率が5割になる可能性もあるものの、逆に1割になる可能性もある。したがって、現状の体制のメリットや効果をきちんと評価し、市民運営がその効果も実現したうえでさらに高い効果をあげることができるという見通しが立たないかぎり、市民運営にいきなり変えるのは危険である。現状の体制に対して、少しずつ市民参画を入れ込みながら、その都度、結果を評価し、段階的に変えていくことが必要と思われる。

橋本忠明委員

藤沢市の視察を通じて、さまざまな運営方法があることがわかった。学校教育と公民館の連携はこれからますます大事になってくると考えているが、市民運営による公民館運営がそうした連携にどのような影響を及ぼすのか、小平市にあてはめたらどうなのか、ということについては、市内地域によっても状況が異なるので、まだ課題があるのではないかと感じた。

高橋富子委員

藤沢市の視察をしたが、現時点では、小平市の公民館に市民運営団体による運営をすることがいいのかどうか、よくわからないが、もしそうした運営にするのであれば、実施にあたる前に、より多くの市民に参加していただき、課題の整理、自主運営する人材等についての話し合いを沢山してほしい。専門の委員会作り議論、検討の場がほしい。もっと話し合わないと結論は出せない。

浅岡清明委員

藤沢市とは自治の人数が異なるし、校区の中に市役所機能がある感じがする。これを小平の公民館にあてはめた場合、あまりに狭い範囲で無理やり地域の市民に運営を任せるようなことになる。区割りについて検討すべき。

市民運営ができる基盤が小平市とは異なるので、全面的に市民に運営を任せるのは無理ではないか。(9)の内容を読むと、正規職員がいなくなることが最大のメリットのように受け取れるが、「利用者を増やすこと」と市民運営とは別のよう思う。

藤村 弘委員

藤沢市でも公民館単独館は直営のまま。市民運営にすると、特定の市民との癒着が心配。市民運営団体による公民館運営は、はたして公共施設の公平性が保てるのかどうか疑問。公民館運営を市民まかせにするのは反対で、正規職員が中心になってあたるべきではないか。

森野やよい委員

公民館は社会教育法に定められた教育施設であるから、これからも基本的にはこの体制がのぞましいと考えている。しかし将来的には、人口減少にともなう財政難やさらに多様化する市民ニーズ、地域住民の関係希薄化はさげられないことから、現体制に加え、地域住民の協力なしには、公民館運営は難しいと感じている。

地域住民との協力体制づくりに関しては、まだまだ職員の努力と工夫のできる部分が残っているのではないかと。とても限界まで挑戦しているとは思えない。まずは、地域の人つながりづくりを強化すべき。市民運営団体による公民館運営は、必ずしも公的な教育施設としての公民館を維持できないと思うので、(9)の記載は飛躍しすぎている。

将来、職員の努力で、そうした地域の協力体制ができたとしても、公民館には必ず正規職員の配置は必要。なぜなら、公民館は教育施設一個人的な娯楽施設ではないので、市民（未成年者でも）であればいつでもだれでも学習できる施設一、財政的に苦しい時こそ、公民館での市民の自発的な学習活動や学習成果を、市政につなげていくべきで、そのつなぎ役として正規職員が必要だからである。正規職員と地域住民をつなぐ中間支援的な位置づけとしてならば、時間をかけて築き上げていく意味はある。

水田 昌委員

藤沢方式を小平に丸投げすることは出来ない。小平の公民館 11 館は、多彩な講座の内容や各種サークル活動から判断し、現体制下では、7-8割は評価できる。しかし「お知らせと意見聴取」のみで市民サイドが何の決定権もない現体制をこのまま続けて良いのか、否である。公民館の運営をもっと良くするために、官民協働のイコールパートナーによる運営方式を模索したい。小平の長い公民館活動の歴史の中で、変えてはならぬこと、変えるべきことを選別せねばならない。

現体制では宿命ともいえる行政に対する不信感を払拭するためにも、官民対等の市民参加によって、より質の高いサービスが要求される。昨今、公民館運営において、地方分権の推進や市民参加による民意の反映が叫ばれている。しかし小平の現体制では、公と民のパートナーシップの成立条件である対等性は保たれていないし、市民セクターの組織化も進んでいない。

現状の運営組織では得られない創造性、専門性、質の高いサービスを導入するためには、副館長として有能な民間人や社会教育主事の登用、NPOの参画が必須である。

一定期間を経て、民間から輩出した人材や団体が、公民館運営に適切に機能した暁には、「公民館」が真の「民生館」に生まれ変わる時である。

平林宏子委員

市民運営により、地域住民にとって「おらが公民館」的な発想で公民館をとらえていけるとは思えない。小平市は藤沢市よりも人口が少ないのでどこまで地域性を出せるのか疑問である。

公民館のあり方の検討（25年度 検討事項）の「2目標達成のための検討事項の（9）」の記載ではなくて、中間組織的な公民館と市民をつなぐ人を育てる組織づくりのような記述にできないのか。

篠原忠英委員

市長部局に移行することには反対。市長部局への移行を軽々しく発言するのはよくないと思う。市民運営に従事する人が問題、その人選が大事である。藤沢市の視察から、小平で市民運営をやるのは無理。

今よりよくなるなら、1館パイロット的にやってみたらということについては賛成だが、もし失敗したら現体制にすみやかに戻すことも考えるべき。あまり同じ人が長く従事すると何かと問題がでてくるので、市民運営は慎重に検討すべき。

杉本忠雄委員

藤沢市と小平市は土壌がちがう。体育指導員が地域ごとにはりついていた。小平市は体育指導員と公民館の関係はほとんどない。これまで小平市公民館は職員を中心に意欲的に取り組んできた活動を、しばらくは伸ばすことにしたらどうか。小平市はやり方が中途半端、分館正規職員一人では無理ではないか。正規職員がリードしていく方がいい。急に（9）のように市民運営に任せるのは無理がある。民営化が「利用者の増大」に結びつくとは考えにくい。

現在の中央公民館以外の公民館は、年配の館長と高齢の嘱託職員のみで運営されている。利用者も目に付くほとんどが高齢者のようなので、各分館には市の若い職員を積極的に配置をして、意欲的で活気のある公民館運営を望む。

もし、経費削減を真剣に検討したいのであれば、市民運営による公民館運営ではなく、高額な建築費や管理費が掛かるいわゆる箱物行政は止めて欲しいと思う。

木村源一委員

藤沢市で市民運営をしているところはすべて市役所機能があった。やりやすい土壌があると思う。小平市とは歴史がちがう。このまま小平市公民館にあてはめても失敗すると思う。

飯島一次委員

今はどこの行政も人口の減少などで財政が悪化し、公民館の人件費、事業費の節約が重要課題となっている。市民運営が財政面での節約につながるのには利点であるが、あまり財政面だけを重視しすぎると、サービスの質が極端に低下する恐れもある。

市民運営は協働が最優先であり、利用者団体など公民館とつながりのある組織やあるいは一般市民などからも、広く意見をきいて、運営についてのアイデアを募ってはどうか。最終的には(9)の市民運営の方がいいと思うが、いきなり全て市民まかせにするのではなく、段階的な進め方が望ましい。

貞弘雄二郎委員

公民館は「社会教育施設」の一つであるから、これまで通り教育委員会の組織の中にあるべき。歴史からみても、教育の場と行政の場はいっしょにしない方がいい。今近隣市で進行しつつある「市長部局」への移管を行えば、当然公民館としての任務(仕事)・目的は達成できなくなる。

また、「あり方」の具体的な一つを言うならば、市民に丸投げする形の「市民運営団体による公民館の運営」は、現時点では環境が整っておらず、無理である。視察した藤沢市とは土壌がちがう。小平の市民レベルでは市民運営ができるように思えないこと、まるっきり市民にまかせるのは危険ではないか。市民運営という民間組織まかせでは、暴走する場合もあるので反対。

更に公民館の目的を考えれば、市民と行政を繋ぐ「市職員」の存在は不可欠な要因である。公民館としての役割を考えると、財政は運営上大きな問題であるが、市民の社会教育の目的を達成するためには市民が供出する安定した税が必要であり、現状が妥当だと考える。一方公民館は災害時の二次的避難所としても考えられており、避難所の開設・運営を迅速・即応させるためには、やはり「市職員」とりわけ「正規職員」の存在は必要不可欠と考える。

●検討の日程

平成 25 年 5 月 21 日 第 2 回公民館運営審議会後

- ・「公民館のあり方の検討（25 年度 検討事項）」配布される
→永井補佐より説明、委員より質疑 参考：メモ 1

平成 25 年 6 月 18 日 第 1 回自主公運審

- ・「公民館のあり方の検討（25 年度 検討事項）」
→屋敷館長より説明、委員より質疑 参考：メモ 1
目標達成のための検討事項（1）～（9）を検討

平成 25 年 7 月 2 日 第 2 回自主公運審

- ・「公民館のあり方の検討（25 年度 検討事項）」
目標達成のための検討事項（9）の部分に関して検討、藤沢市事例説明
参考：メモ 2

平成 25 年 8 月 6 日 藤沢市視察

- ・ 藤沢市明治公民館の見学、担当者からの説明・質疑 参考：メモ 3

平成 25 年 9 月 17 日 第 4 回自主公運審後

- ・「公民館のあり方の検討（25 年度 検討事項）」
目標達成のための検討事項（9）の部分に関して意見交換 参考：メモ 3

●小平市公民館運営審議会委員名簿（平成 24 年度 25 年度）

田中雅文（学識経験者）

橋本忠明（小学校校長会）

高橋富子（民生委員・児童委員連絡協議会）

浅岡清明（小川公民館利用者懇談会・津田公民館友の会）副会長

藤村 弘（小川西町公民館友の会・上宿公民館利用者懇談会）副会長

森野やよい（仲町公民館利用者懇談会・上水南公民館友の会）会長

水田 昌（大沼公民館利用団体・花小金井北公民館利用者懇談会）

平林宏子（鈴木公民館利用団体・花小金井南公民館友の会）

篠原忠英（公募委員）

杉本忠雄（公募委員）

木村源一（公募委員）

飯島一次（公募委員）

貞弘雄二郎（公募委員）

以上 13 名

